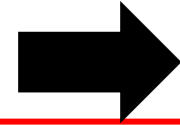


認定動物園制度(検討中の内容)

目的

動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため。(条例第10条第1項)



- ・ **条例でいう「動物園」であることを認める**
- ・ **動物園を盛り立て、底上げする**

制度概要

取組レベルで3つの区分・認定要件に分け、認定区分に応じた支援を設ける。意欲的に上を目指すことができる階段式の認定方法とし、施設側が認定を受けたい区分を選択し市に認定申請をする。条例対象外施設のうち、条例の目的・理念に沿って取り組もうとする施設も含める

【認定区分と認定要件】

| 区分 | 審査項目 | 野生動物を主とした飼育展示 | 生息域外保全の繁殖 | 調査研究 | 教育活動 | 動物福祉 | 活動情報の公表 | その他 |
|--------------------------------------|------|---------------|-----------|------|------|------|---------|-----|
| (仮) A 認定動物園 しっかり取り組む動物園 | | | | | | | | |
| (仮) B 認定動物園 条例対象となる最低限の取組を行う動物園 | | | | | | | | |
| (仮) 準認定動物園 条例対象まであと一步の施設(条例対象外施設) | | | | | | | | |

詳細は別表を参照

一定の要件を満たしていることのほか、各自、力を入れている取組を自己PRできる仕組みとする。

【支援内容】

| 認定区分 | 支援内容 | (仮称)保全連携推進協議会 | | | | 情報提供 助言 | 助成 |
|-------------|------|---------------|------------|-------------|------------|------------|-------------------|
| | | 取組連携 | 会議出席 | 研修会 技術指導 | 研究発表 | | |
| (仮) A 認定動物園 | 広報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ※上限 100万円 |
| (仮) B 認定動物園 | 広報 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ※上限 50万円 |
| (仮) 準認定動物園 | 広報 | × | △ ※傍聴のみ | × | △ ※傍聴のみ | ○ | × |

認定期間：5年 ※要件を満たさなくなった場合は取消しすることがある。

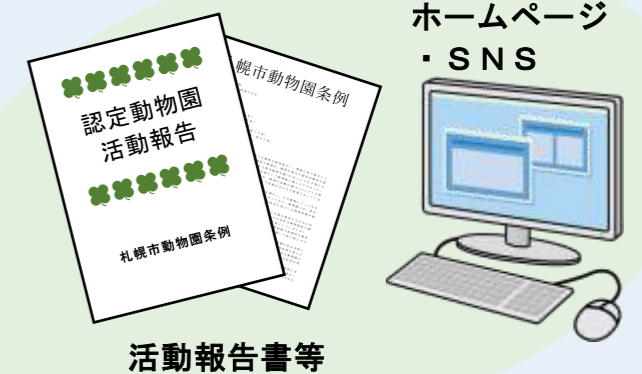
認定されたら...

広報

園内掲示・イベント



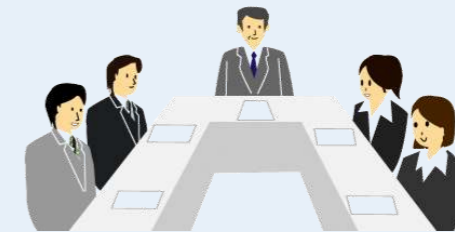
園外での情報発信



(仮称)保全連携推進協議会

※認定動物園と札幌市等(円山動物園、生物多様性担当部署他)で構成

- 会議
- 研修会
- 研究発表会



保全活動等を検討



飼育繁殖等の技術指導・研修会



研究発表会

助成金交付

一定の要件を満たした保全活動に対して助成金を交付

※動物園応援基金から助成



ニホンザリガニ
例：生態研究・繁殖技術確立の取組

認定要件イメージ（2022.10.18 第3回認定動物園支援事業部会資料より）

| | 生物多様性保全への寄与目的 | 野生動物を主とした飼育及び展示 | 繁殖による生息域外保全 | 調査研究 | 教育活動 | 動物福祉向上 | 域内保全その他の取組 |
|--|---|---|--|---|---|---|---|
| (仮) A 認定動物園 条例第1章、第2章に沿った取組を実践する動物園 | 運営事業者の定款、経営方針等に生物多様性の保全に寄与することが含まれていること | B 認定動物園の要件に加え ・全ての飼育動物（動物種）について、飼育・展示目的を整理していること（動物収集計画） ・野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示があること | B 認定動物園の要件に加え ・域外保全のための累代飼育に取り組んでいること | B 認定動物園に加え、 ・学会・研究会に参加し研究成果を発表していること。 | B 認定動物園に加え、 ・日常生活における保全のための行動変容や保全に携わる人材育成に資する教育プログラム（教材、個別指導等も含む） ・野生動物の飼育繁殖技術の指導、助言等により動物園内外の実務者の教育を行っていること | B 認定動物園の要件に加え、 ・動物福祉規程策定（評価の実施、安楽殺の判断基準や実施手順を含む内容） ・動物福祉規程の定期的な見直しがある（予定している） ・動物福祉を定期的に評価していること（予定している） | B 認定動物園の要件に加え ・域内保全への関与があること ・活動情報を公表していること |
| (仮) B 認定動物園 条例第2条第3号の定義を満たす動物園 | | 【展示】 ・不特定多数を対象に観覧することができる常設施設。 ・年間100日以上営業（1日4時間以上営業、年間400時間以上を基本） 一時的な非公開対応を除き常時不特定多数の人が観覧することができる。 ・飼育動物の目的が展示であること（販売・単なる貸し出し等ではない） ・飼育動物には、保全のための調査研究（飼育繁殖技術の確立含む）、生息域外保全、保全意識の醸成（保全教育）を目的とした野生動物がいて、それらの野生動物の飼育及び展示を重点においた運営を行っていること。 | 1種以上生息域外保全に取り組んでいること | ・情報収集と新たな知見の創出などを行っていること （動物及び生息環境の観察・記録・分析・考察、参考文献等の収集・整理・分析・考察等） | ・野生動物の保全に必要な対策の知識や取組例の情報提供 | 準認定動物園の要件に加え、 ・動物福祉に配慮した飼育管理に関するガイドラインに沿って飼育や診療を行っていること。 | ・札幌市の環境保全施策への参加・協力があること ・野生動物の展示を不特定多数に観覧してもらうために必要不可欠な許認可や届け出が法令遵守で適正に行われていること。 |
| (仮) 準認定動物園 条例第2条第3号の定義を満たすまであと一步の施設（条例対象外施設） | | B 認定動物園の各要件のいずれか2つを満たしていること。 | | | | | ・動物愛護管理法に基づく各基準を遵守し、1年以内に同法に基づく動物福祉上の指導、改善勧告等を受けていないこと。ただし、指導については、改善措置を講じ、各基準を遵守していると認められる場合はこの限りではない。 ・動物福祉に配慮した飼育管理に関するガイドラインを作成又は準用する意思があること |

認定のあり方

上表の要件を満たした施設を3つの区分で認定し、それぞれの項目で優れた取組については、施設側から実施事項を宣言していただく方法

| | | | | | |
|---|--|--|--|---|---|
| <p>宣言項目例</p> <p><input type="checkbox"/> ランドスケープ・イメージを取り入れた展示デザインがある</p> <p><input type="checkbox"/> 見るだけでなく、体験学習型の展示デザインを取り入れている</p> | <p>宣言項目例</p> <p><input type="checkbox"/> 札幌市のレッドリスト掲載種の生息域外保全に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 北海道のレッドリスト掲載種の生息域外保全に取り組んでいる</p> <p><input type="checkbox"/> 環境省の保護増殖事業</p> | <p>宣言項目例</p> <p><input type="checkbox"/> 他の研究機関との共同研究がある</p> <p><input type="checkbox"/> 職員に研究会等に参加する機会を提供している</p> <p><input type="checkbox"/> 学術論文を発表している</p> <p><input type="checkbox"/> 研究専門の職員が在籍している（または研究のための部局をもっている）</p> | <p>宣言項目例</p> <p><input type="checkbox"/> なぜ動物を飼育しているかを来園者に伝えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 動物園の使命や地域における位置づけを発信している。</p> <p><input type="checkbox"/> 野生個体群に対する人的影響の低減につながる環境配慮行動への理解を促す教育プログラムを実施</p> <p><input type="checkbox"/> 共に活動できる市民を増やそうとしている。</p> | <p>宣言項目例</p> <p><input type="checkbox"/> 5つの自由について配慮されていることを説明できる</p> | <p>宣言項目例</p> <p><input type="checkbox"/> 生息域内保全の活動家・活動団体等と協力関係がある</p> <p><input type="checkbox"/> 施設周辺又は札幌市内の在来種の自然生息地の保護や保全を実施している</p> |
|---|--|--|--|---|---|